

# 三原市建設工事条件付一般競争入札実施要綱

平成 21 年 12 月 25 日

要 綱 第 8 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が行う建設工事の条件付一般競争入札の実施に関し、三原市契約規則（平成 17 年三原市規則第 63 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が 130 万円を超える工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第 3 条 対象工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 対象工事に係る業種について、三原市建設業者選定審査会規程（平成 17 年三原市訓令第 41 号。以下「審査会規程」という。）に基づく入札参加資格の審査を受けており、かつ、審査時における対象工事の業種に係る経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の総合評点が指定した数値である者又は等級格付けが指定した格付けである者
- (2) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、建設業者指名除外要綱（平成 17 年三原市要綱第 204 号）に基づく指名除外又は広島県の指名除外を受けていない者
- (3) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けていない者
- (4) 対象工事の公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、次に掲げる者が市税を滞納していないこと。
  - ア 個人の場合 その代表者
  - イ 法人の場合 法人及びその代表者
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者
  - (7) 対象工事に係る業種について、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者であつて、次のア又はイのいずれかに該当するもの
    - ア 本店又は支店等を三原市内に有する者
    - イ アに定めるもののほか、市長が特に認める者
  - (8) 予定価格に応じ、次に定める者
    - ア 予定価格が1億5千万円以上である場合は、対象工事と同種・同規模の工事の元請けとしての施工実績を有する者(原則として直近15年以内の実績とする。共同企業体の構成員としての実績の場合にあつては、出資比率が20%以上の実績とする。ただし予定価格3億円以上の場合にあつては、出資比率60%以上とする。)。ただし、工事の種類又は性質によっては、入札参加資格要件として施工実績を定めないことができる。
    - イ 予定価格が1億5千万円未満である場合は、対象工事の内容に応じ、市長が必要と認めるときに、別に定める施工実績を有する者
  - (9) 対象工事に必要な技術者の資格を有し、かつ、対象工事の内容に応じ、市長が必要と認めるときに、別に定める施工実績を有する者を配置できる者。ただし、予定価格が1億5千万円以上であるときは、対象工事に必要な監理技術者の資格を有する者を専任で配置できる者
  - (10) 対象工事に係る業種について、経営事項審査を受けている者
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、対象となる工事ごとに市長が特に必要と認める要件に該当すると認められる者
- 2 共同企業体に工事を発注する場合は、建設工事共同企業体取扱要綱（平成17年三原市要綱第213号）に定めるもののほか、構成員が前項各号に掲げる入札参加資格要件を有する者でなければならない。
- （入札参加資格要件の決定等）
- 第4条 契約担当課長は、対象工事を発注する工事主管担当課長と協議の上、規則第10条に規定する公告案を作成し、審査会規程第1条に規定する三原市建設業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。
- 2 当該工事の入札参加資格要件は、審査会の審査を経て、市長が決定する。
- （公告）

第5条 市長は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、対象工事の概要、入札参加申請の手続き及び技術資料の記載方法について定め、規則第9条の規定により公告するものとする。

(設計図書の公開等)

第6条 市長は、原則として公告で定める閲覧期間において、設計図書を市ホームページへの掲載により公開するものとし、設計図書等に関する質問は、設計図書等に関する質問・回答書(様式第1号)によって受け付けるものとする。

2 前項の設計図書等に関する質問に対する回答は、市ホームページへの掲載により行う。

(入札手続)

第7条 入札等の手続は、三原市電子入札実施要領(平成20年1月18日施行。以下「電子要領」という。)に基づき執行するものとする。

(入札の参加申請)

第8条 入札参加希望者は、対象工事の公告に定める期限までに、条件付一般競争入札参加希望兼誓約書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 入札参加希望者は、次に掲げる書類のうち、対象工事の公告に定める資格要件に応じ、公告に提出書類として定めるものを市長に提出しなければならない。

(1) 施工実績調書(様式第3号)

(2) 配置予定技術者の資格・施工実績調書(様式第4号)

(3) その他必要な書類

(入札参加の通知等)

第9条 市長は、前条に規定する提出があったときは、その内容を審査し、入札参加資格があると認めたときは、その旨を電子入札システムによって、公告に定める期限までに入札参加希望者に通知するものとする。ただし、電子要領第4条第2項の書面参加をした者に対しては、入札参加資格審査結果通知書(様式第5号)によって通知するものとする。

2 市長は、入札参加希望者が第3条に掲げる入札要件に該当しないと認めたときは、当該入札参加希望者を入札に参加させてはならない。

3 市長は、前項の規定により、入札に参加させないときは、当該入札参加希望者にその旨を説明しなければならない。

(工事費内訳書)

第10条 入札参加者は、工事の入札に参加するときは、工事費内訳書を入札書に併せて提出しなければならない。

2 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(落札決定)

第11条 契約担当課長は、入札執行事務取扱要領及び電子要領に基づき開札処理するものとする。

2 電子入札システムを使用して入札書及び電子要領第11条第1項の工事費内訳書の提出があった場合、併せて一括開札するものとする。ただし、障害等により電子入札システムを使用した入札開札手続きができないときは、電子要領に基づき適切な処置をとるものとする。

3 契約担当課長は、最低制限価格制度（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者を決定する工事をいう。）の対象工事にあつては、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格を下回らない価格で入札を行った者のうち、最低入札者を落札者として決定するものとする。

4 前項の場合において、最低価格入札者が二者以上あるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって第一順位の者を落札者として決定するものとする。

5 契約担当課長は、開札後、三原市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年三原市要綱第186号）第4条の調査基準価格を下回る価格で入札があつたときは、同要綱第6条の規定により、調査の上後日落札決定する旨の宣言を行い、落札決定を保留し、当該開札処理を終了するものとする。

(無資格者への理由説明)

第12条 契約担当課長は、入札参加資格がないと認めた者から要請があれば、その理由を説明しなければならない。

(入札結果等の公表)

第13条 市長は、条件付一般競争入札に付した工事について、三原市建設工事等入札・契約公表要領（平成17年6月1日施行）により、入札結果等を閲覧に供するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日三原市要綱第 44 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日三原市要綱第 91 号）

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日三原市要綱第 26 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。